

泉佐野市ラブホテル建築の規制に関する条例施行規則の改正内容（対照表）

現行	改正案
<p>2条</p> <p>(定義) この条例において「ラブホテル」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する施設のうち、専ら異性を同伴する客に利用させることを目的とするものであって、規則で定める構造及び設備を有しないものをいう。</p> <p>(1) 玄関は、外部から内部を見通すことができ、かつ、営業時間中自由に出入りすることができる構造のもの</p> <p>(2) 受付又は応接の用に供する帳場、フロント若しくはこれらに類する施設(以下「帳場等」という。)で、営業者と利用者とが相互に見通して対応できるもの</p> <p>(3) 食堂、レストラン、喫茶室及びこれらに付随する厨房配膳室等の施設</p> <p>(4) 椅子及びテーブルを備えた、自由に利用することのできるロビー、応接室、談話室等の施設</p> <p>(5) 会議、催物、宴会等に使用することができる会議室、集会室、大広間、(宴会場)等の施設</p> <p>(6) 帳場等から各室に通じる共同の廊下、階段、昇降機等の施設は、客室を利用する者が通常使用する構造のもの</p> <p>(7) 付近の住居の環境を損なわない素朴な外観</p> <p>(8) 第1号、第2号及び第3号に掲げる施設は1階に、第4号及び第5号に掲げる施設は1階又は2階に配置した構造。ただし、建築物の権利関係、建築面積、周辺地形等の関係上やむを得ないと認めるときはこの限りでない。</p> <p>(9) 駐車場は、建築物本体以外に設け、外部から駐車状況が見通せる構造。ただし、商業地域、近隣商業地域についてはこの限りでない。</p> <p>(10) 17平方メートル以下の一人部屋の床面積の合計が、全客室の床面積の合計の5分の2以上を占める構造</p> <p>(11) 幅1.4メートル以上のベッドを備える部屋の数が、全客室数の10分の1を超えない構造</p> <p>(12) 内装、照明装置、装飾品等の内部設備等は、素朴な構造</p> <p>(13) 看板、広告塔又はネオン等を設置する場合は、点滅電装の移動方式を採用せず固定式とし、色彩は、白色を含む2色以内とする構造</p> <p>(14) 前各号に掲げるもののほか特に市長が定める構造又は設備 2 前項第1号から第5号までに掲げる構造及び設備は、収容人員に相応した規模のものでなければならない。</p>	<p>(7) 付近の住居の環境及び教育環境を損なわない素朴な外観</p> <p>(8) 第1号、第2号及び第3号に掲げる施設は1階に、第4号及び第5号に掲げる施設は1階又は2階に配置した構造。ただし、建築物の権利関係、建築面積、周辺地形等の関係上やむを得ないと認めるときはこの限りでない。</p> <p>(9) 駐車場は、建築物本体以外に設け、外部から駐車状況が見通せる構造。ただし、商業地域、近隣商業地域についてはこの限りでない。</p> <p>(10) 自由に利用することのできる男女別便所</p> <p>(11) 内装、照明装置、装飾品等の内部設備等は、素朴な構造</p> <p>(12) 看板、広告塔又はネオン等を設置する場合は、点滅電装の移動方式を採用せず固定式とし、色彩は、白色を含む2色以内とする構造</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか特に市長が定める構造又は設備 2 前項第1号から第5号までに掲げる構造及び設備は、収容人員に相応した規模のものでなければならない。</p>